

横植協会03-17号
令和3年8月31日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会
045-201-2378

お知らせ第17号を送信します。

条件付き輸入解禁生果実関係

【トルコ産グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正について】

掲題の件について、全国植物検疫協会を通じて農林水産省植物防疫課から別添のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

概要

既に輸入解禁されていたトルコ産

- ① グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ 「グレープフルーツ等」及び
- ② レモンその他のシトラス・リモン 「レモン等」の生果実に加えて、
- ③ オレンジその他のシトラス・シネンシス 「オレンジ等」、
- ④ マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種 「マンダリンとオレンジとの交雑種等」、及び
- ⑤ マンダリンその他のシトラス・レティクラタ 「マンダリン等」の生果実が、解禁品種に加えられました。

以 上

○農林水産省令第五十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

農林水産大臣 野上浩太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

別表二（第九条関係）

（略）

付表

一〇五五五（略）

五十六 トルコから發送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レディクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラダイシ及びマンダリンその他のシトラス・レディクラタの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十七〇七十六（略）

別表二（第九条関係）

（略）

付表

一〇五五五（略）

五十六 トルコから發送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツその他のシトラス・パラダイシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十七〇七十六（略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千四百八十九号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十六の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから發送されるグレープフルーツその他のシトラス・パラダイシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第百九十一号）の一部を改正し、公布の日から施行する。

令和三年八月三十一日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準

一 植物及び地域

オレンジその他のシトラス・シネンシス（以下「オレンジ等」という。）、「マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レディクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種（以下「マンダリンとオレンジとの交雑種等」という。）、「レモンその他のシトラス・リモン（以下「レモン等」という。）、「グレープフルーツその他のシトラス・パラデイシ（以下「グレープフルーツ等」という。）及びマンダリンその他のシトラス・レディクラタ（以下「マンダリン等」という。）の生果実であつて、トルコで生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物（レモン等及びグレープフルーツ等にあつては、船積貨物又は航空貨物）として輸入されたものであること。

五 消毒

(一) 低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて、次の方法による消毒が行われたものであること。

ア オレンジ等については、生果実の中心部が摂氏二・〇度となつた後、引き続き十六日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三・〇度となつた後、引き続き二十日間その温度以下で消毒すること。

イ マンダリンとオレンジとの交雑種等については、生果実の中心部が摂氏二・〇度となつた後、引き続き十八日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三・〇度となつた後、引き続き二十日間その温度以下で消毒すること。

植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるグレープフルーツその他のシトラス・パラデイシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準

一 植物及び地域

グレープフルーツその他のシトラス・パラデイシ（以下「グレープフルーツ等」という。）及びレモンその他のシトラス・リモン（以下「レモン等」という。）の生果実であつて、トルコで生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

五 消毒

(一) 低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて、次の方法による消毒が行われたものであること。

(新設)

(新設)

ウ レモン等については、生果実の中心部が摂氏二・〇度となつた後、引き続き十六日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三・〇度となつた後、引き続き十八日間その温度以下で消毒すること。

エ グレープフルーツ等については、生果実の中心部が摂氏二・〇度となつた後、引き続き十九日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三・〇度となつた後、引き続き二十三日間その温度以下で消毒すること。
オ マンダリン等については、生果実の中心部が摂氏二・〇度となつた後、引き続き二十三日間その温度以下で消毒すること。

(二) (略)

(新設)

ア グレープフルーツ等については、生果実の中心部が摂氏二・〇度となつた後、引き続き十九日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三・〇度となつた後、引き続き二十三日間その温度以下で消毒すること。
イ レモン等については、生果実の中心部が摂氏二・〇度となつた後、引き続き十六日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三・〇度となつた後、引き続き十八日間その温度以下で消毒すること。

(二) (略)

トルコ産グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実に関する植物検疫実施細則（平成22年8月18日付け22消安第4305号消費・安全局長通達）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>トルコ産<u>オレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に関する植物検疫実施細則</u></p> <p>植物防疫法施行規則別表2の付表第56のトルコから発送される<u>オレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準</u>（平成26年2月7日農林水産省告示第191号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>3 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合</p> <p>ア 消毒の実施の確認</p> <p>植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の実施の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) (イ)の確認の後、<u>以下の生果実の種類に応じた条件をそれぞれ満たしていることを確認すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>オレンジその他のシトラス・シネンシス（以下「オレンジ等」という。）については生果実の中心部が摂氏2.0度となった後、引き続き16日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏3.0度となった後、引き続き20日間その温度以下であったこと。</u> ・ <u>マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラダとシトラス・シネンシスとの交雑種（以下「マンダリンとオレンジとの交雑種等」という。）については、生果実の中心部が摂氏2.0</u> 	<p>トルコ産<u>グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びレモンその他のシトラス・リモン</u>の生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則別表2の付表第56のトルコから発送される<u>グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ（以下「グレープフルーツ等」という。）及びレモンその他のシトラス・リモン（以下「レモン等」という。）</u>の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成26年2月7日農林水産省告示第191号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>3 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合</p> <p>ア 消毒の実施の確認</p> <p>植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の実施の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) (イ)の確認の後、<u>グレープフルーツ等については生果実の中心部が摂氏2度となった後、引き続き19日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏3度となった後、引き続き23日間その温度以下であることを確認すること。レモン等については生果実の中心部が摂氏2度となった後、引き続き16日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏3度となった後、引き続き18日間その温度以下であることを確認すること。</u></p>

度となった後、引き続き 18 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 20 日間その温度以下であったこと。

- ・ レモンその他のシトラス・リモン（以下「レモン等」という。）については生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 16 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 18 日間その温度以下であったこと。
- ・ グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ（以下「グレープフルーツ等」という。）については生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 19 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 23 日間その温度以下であったこと。
- ・ マンダリンその他のシトラス・レディクラタ（以下「マンダリン等」という。）については生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 23 日間その温度以下であったこと。

イ・ウ（略）

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア・イ（略）

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示 6 の (2) のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)～(ウ)（略）

(エ) 当該低温処理船舶の船倉、デッキ又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(ウ)の確認の後、以下の生果実の種類に応じた条件をそれぞれ満たしていることを確認すること。

- ・ オレンジ等については生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 16 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 20 日間その温度以下であったこと。
- ・ マンダリンとオレンジとの交雑種等については、生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 18 日間その温度以下、又は生果

イ・ウ（略）

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア・イ（略）

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示 6 の (2) のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)～(ウ)（略）

(エ) 当該低温処理船舶の船倉、デッキ又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(ウ)の確認の後、グレープフルーツ等については生果実の中心部が摂氏 2 度となった後、引き続き 19 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3 度となった後、引き続き 23 日間その温度以下であることを確認すること。レモン等については生果実の中心部が摂氏 2 度となった後、引き続き 16 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3 度となった後、引き続き 18 日間その温度以下であることを確認すること。

実の中心部が摂氏3.0度となった後、引き続き20日間その温度以下であったこと。

・ レモン等については生果実の中心部が摂氏2.0度となった後、引き続き16日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏3.0度となった後、引き続き18日間その温度以下であったこと。

・ グレープフルーツ等については生果実の中心部が摂氏2.0度となった後、引き続き19日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏3.0度となった後、引き続き23日間その温度以下であったこと。

・ マンダリン等については生果実の中心部が摂氏2.0度となった後、引き続き23日間その温度以下であったこと。

(オ) (略)

(オ) (略)